

(改正後)

第一号様式の五（第三条の四）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
千葉県知事		様	
		年 月 日	
		申請者	
		住所	
		氏名	
		(法人にあつては、名称及) び代表者の氏名	
		電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年 月 日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$	$\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$
		面積 m^2	面積 m^2
		埋立容量 m^3	埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年 月 日		年 月 日	
※許可の年 月 日			
※許可番号			
※事務処理欄			

(改正前)

第一号様式の五（第三条の四）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
千葉県知事		様	
		年 月 日	
		申請者	
		住所	
		氏名	
		(法人にあつては、名称及) び代表者の氏名	
		電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年 月 日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$	$\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$ $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$
		面積 m^2	面積 m^2
		埋立容量 m^3	埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年 月 日		年 月 日	
※許可の年 月 日			
※許可番号			
※事務処理欄			

申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住	所	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住	所	
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
	役職名・呼称			
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
	役職名・呼称			

申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住	所	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住	所	
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
	役職名・呼称			
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所	
	役職名・呼称			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき）				
発行済株式の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割	合	住 所
令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍	
		役職名・呼称	住	所
備考				
1 ※欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。				
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。				
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図				
(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図				
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値				
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第917号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値				
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、 大腸菌群数等 の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値				
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。				
6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。				
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。				
※手数料欄				

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき）				
発行済株式の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割	合	住 所
令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍	
		役職名・呼称	住	所
備考				
1 ※欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。				
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。				
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図				
(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図				
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値				
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第917号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値				
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、 大腸菌群数等 の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値				
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。				
6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。				
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。				
※手数料欄				

(改正後)

第一号様式の十一（第四条の二）

（表面）

一般廃棄物処理施設変更届出書			
年 月 日			
千葉県知事 様			
届出者 名 称 代表者の氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$\frac{\text{m}^3}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{t}}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{\text{t}}{\text{時間}}$ 面 積 m^2 埋立容量 m^3	$\frac{\text{m}^3}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{t}}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{\text{t}}{\text{時間}}$ 面 積 m^2 埋立容量 m^3
		△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
		△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

(改正前)

第一号様式の十一（第四条の二）

（表面）

一般廃棄物処理施設変更届出書			
年 月 日			
千葉県知事 様			
届出者 名 称 代表者の氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$\frac{\text{m}^3}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{t}}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{\text{t}}{\text{時間}}$ 面 積 m^2 埋立容量 m^3	$\frac{\text{m}^3}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{t}}{\text{日}}(\quad)\text{時間}$ $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{\text{t}}{\text{時間}}$ 面 積 m^2 埋立容量 m^3
		△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
		△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

(改正後)

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

(改正前)

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。